

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第24号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第37項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第38項の条例で定める割合）</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで若しくは第37項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。